議案第70号

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法(昭和22 年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和4年8月30日 提 出

石岡市長 谷 島 洋 司

提案理由

「公職選挙法施行令」の一部改正に伴い,これに準じて,市議会議員及び 市長の選挙における選挙運動の公費負担額を改正するため。 石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する 条例(平成21年石岡市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「1万5,800円」を「1万6,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第8条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第11条中「526円」を「542円」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の石岡市議会議員及び石岡市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この条例の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。